

令和 7 年度 阪南地区 地域歳末たすけあい運動助成要領

社会福祉法人大阪府共同募金会 阪南地区募金会
(社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会)

1. 趣 旨

「地域歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として住民やボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、望まない孤独や孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに向けたさまざまな福祉活動を展開するものです。

物価高騰等により、緊急的に食料や生活物品等の支援を必要とされている方や、社会的孤立状態にあり支援を必要としている方をはじめ、地域で暮らす誰もが安心して年末の時期を過ごすことができるように、住民の参加や理解を得て多様な福祉活動を展開していく必要があります。

生活困窮や社会的孤立の課題は、社会的・経済的影響を大きく受けており、ここ数年で課題が複雑化・深刻化しているため、このような課題に向き合うべく、全国各地で地域歳末たすけあい運動を通じ、様々な取り組みが実施されています。阪南市では、平成 26 年度より共同募金運動の一環として実施しています。

2. スローガン

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

3. 期 間

令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 8 年 1 月 15 日(木)

4. 実施方針

(1)福祉ニーズをもつ方(世帯)への支援の実施

地域歳末たすけあい運動の強みでもある、当年度助成の特性を活かし、窮迫した事情により食料や生活用品等の確保が困難になっているなど、緊急的な支援を必要としている方(世帯)への支援を推進します。

(2)生活困窮者等に対する支援の仕組みづくり

制度では対応が難しい緊急的かつ柔軟な支援を、多様な主体が連携して事業化するなど、地域のたすけあいによるセーフティネットの仕組みづくりを推進していきます。

(3)年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動の実施

年末や新年を機会とし、障がいの有無や年齢等に関わりなく誰もが地域社会の一員として参加・交流できる活動を実施します。

これにより、地域生活課題やさまざまな支援活動への住民の理解や参加を広げていきます。

5. 対象となる活動

- ・募金財源の「地域歳末たすけあい募金運動」の趣旨に合った活動
- ・実施方針に沿った経済的困窮や孤独・孤立などの課題に関する活動

活動区分	取り組み例
(1) 福祉ニーズをもつ方(世帯)への支援の実施	・生活困窮者などへの緊急的な支援のため、食料や日用品の配布 ・一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象に安否確認を目的とした訪問活動
(2) 生活困窮者等に対する支援の仕組みづくり	・ボランティア、社会福祉施設、専門職等で、身近な地域での子どもの居場所についての学習会の開催
(3) 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動の実施	・一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象にした身近な地域での居場所づくり

※ただし、以下の条件にひとつでも該当しないこと

- ・本事業がないと運営できない活動
- ・他の助成を受けている活動
- ・特定の人のみを対象とする活動
- ・阪南市外で開催する活動

6. 申請できる団体

地域住民や校区(地区)福祉委員会、ボランティア、NPO団体、社会福祉協議会等(ただし、社会福祉の目的が明らかなでない事業や政治活動、宗教活動及び営利を目的とする団体は対象となりません)

7. 助成金額

1団体1事業、10,000円を上限とし、活動費を地区募金会が認めた範囲で助成(配分)します。

※ただし、募金額の範囲内で変動することがあります。

8. 助成対象経費

消耗品費、会場費、機材等賃借料、広報費、食材費、行事ボランティア保険料など

9. 助成対象外となる経費

- ・人件費、家賃、光熱費等の団体の運営に係る費用
- ・備品の購入費(消耗品でないものは全て)
- ・打ち合わせ会、事前準備、反省会のための飲食物 など

10. 申請から助成までの流れ

- (1) 申請書の提出 (提出締切:令和 7 年 11 月 21 日(金)※厳守)
- (2) 本部街頭募金 (令和 7 年 12 月 1 日(月)・2 日(火))
- (3) 助成決定通知発送 (令和 7 年 12 月中旬ごろ)
- (4) 報告書の提出 (提出締切:令和 8 年1月 16 日(金)※厳守)
- (5) 助成金交付 (令和 8 年 1 月 21 日(水)※予定)

11. 申請にあたって提出していただくもの

- (1) 地域歳末たすけあい運動配分申請書 (様式1)
- (2) 団体の活動がわかるもの(定款、会則など)
- (3) 配分申請する事業活動の案内やチラシなど
- (4) 交付を受ける通帳の写し(表紙の次の名義、口座番号等が載ったページ)
- (5) 別紙回答書

※地域歳末たすけあい募金の配分金を財源としていますので、事業名や内容が相応しくない場合は、見直しをしていただく場合があります。

12. 活動後提出していただくもの

- (1) 地域歳末たすけあい事業助成報告書(様式 2)
- (2) 当日の活動が分かる写真データ 2・3 枚

※必ず掲載可能の確認が取れたもので、メールにてご提出ください。難しい場合は、ご相談ください。

13. その他

- (1) 申請書(様式 1)、報告書(様式 2)の提出はメール添付、または阪南地区募金会窓口(社会福祉法人阪南市社会福祉協議会)までご提出ください。
申請書(様式 1)、報告書(様式 2)のデータが必要な場合は、阪南地区募金会メールアドレスへメールをください。 mail:kyoubo@hannanshi-shakyo.jp 置田宛

- (2) 案内チラシ、会場等に『この活動は、地域歳末たすけあい募金を活用しています。』と必ず明記・掲示してください。

(3) 注意事項

- ・地域住民全てが参加しやすい事業内容とし、広く周知案内をしてください。
- ・申請受付後送付 ・レシートや領収書は、A4用紙に重ならないように貼り付けてください。
- ・添付するレシートや領収書は、助成対象額分があれば全てを提出する必要はありません。
- ・領収書等の不備により、添付以外の領収書の提出をお願いすることがありますので、他の領収書等についても大切に保管してください。

【問合せおよび書類提出先】

阪南地区募金会(社会福祉法人阪南市社会福祉協議会内)
住所:大阪府阪南市尾崎町 1 丁目 18 番 15 号
電話:072-472-3333
Mail:kyoubo@hannanshi-shakyo.jp
担当:置田・坂上・堂前

～申請団体のみなさまへのお願い～

■申請にあたり各団体でご協力いただきたいこと

- ・街頭募金への参加・・・各団体から1～3名程度お願いします

(別紙回答書へ記入し、ご提出お願いします。)

- ・各団体独自での街頭募金の実施
- ・期間内に行われるカフェやイベント等開催時に募金箱を設置

■街頭募金スケジュール

- ・今年度の地域歳末たすけあい運動の本部街頭募金の日程は以下のとおり実施します。
- ・申請団体からは、1～3名のご協力をお願いします。
- ・協力団体:地域歳末たすけあい運動申請団体・社協三役・事務局職員

場所	日時	協力者
オークワ	12月1日(月)11:00～12:00	・申請団体 ・社協三役 ・事務局職員
万代	12月1日(月)15:00～16:00	
エバグリーン	12月2日(火)11:00～12:00	
松源	12月2日(火)15:00～16:00	

【申請から報告までの流れ】

- (1)申請書の提出 (提出締切:令和7年11月21日(金)※厳守)
- (2)本部街頭募金 (令和7年12月1日(月)・2日(火))
- (3)助成決定通知発送 (令和7年12月中旬ごろ)
- (4)報告書の提出 (提出締切:令和8年1月16日(金)※厳守)
- (5)助成金交付 (令和8年1月21日(水)※予定)

(※)なお、大阪府共同募金会へ繰越金を送金する期日の締切があるため、事業報告は期限までのご提出にご協力をお願いいたします。

【問合せおよび書類提出先】

阪南地区募金会(社会福祉法人阪南市社会福祉協議会内)
住所:大阪府阪南市尾崎町1丁目18番15号
電話:072-472-3333
Mail:kyoubo@hannanshi-shakyo.jp
担当:置田・坂上・堂前